

J A 晴れの国岡山 農畜産物直売所 旬感広場 「晴れのち晴れ」 運営要領



令和 6 年 4 月 1 日

J A晴れの国岡山 農畜産物直売所 旬感広場「晴れのち晴れ」運営要領

制定 令和6年4月1日

第1条（目的）

晴れの国岡山農業協同組合（以下「JA」という）管内の農畜産物及び加工品（以下「農畜産物等」という）を販売する直売所を通じ、生産者と消費者及びJAが交流連携を深め、生産者の所得・生産意欲の向上、地域活性化に寄与する事業を円滑に行うためこの要領を定める。

第2条（名称、所在地）

直売所の名称、所在地は以下の通りとする。

名称：JA晴れの国岡山 農畜産物直売所 旬感広場「晴れのち晴れ」

所在地：岡山県総社市岡谷 23

第3条（運営管理）

直売所の運営管理は、本要領に基づきJAが行う。

第4条（事務局）

直売所運営管理のための事務局は直売所内に置きJA職員で構成する。

第5条（事業）

直売所は前掲の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 管内の農畜産物等を委託販売する事業
- (2) 管内の農畜産物等を加工及び販売する事業
- (3) 管内の農畜産物をPRする事業
- (4) その他、前掲の目的達成に必要な全ての事業

第6条（委託販売手数料）

1. JAは直売所農畜産物等の売上金額（税込）（以下、「販売代金」という）に応じて、会員から定められた委託販売手数料を徴収する。
2. 委託販売手数料は、精算時に控除する方法をもって徴収する。

第7条（精算方法）

農畜産物等販売代金の精算は、会員ごとに直売所レジで計上された売上数量に基づき精算する。

- (1) 毎月1日～10日、11日～20日、21日～月末の月3回締めとする。
- (2) 農畜産物等販売代金は、委託販売手数料及び経費差し引き後、締め日からJA金融店舗の

4 営業日以内に会員が指定した JA 口座へ振り込む。

(3) 直売所レジでの計上数を売上げとし JA は残品確認を行わない。

(4) バーコードシール代金は、発行数量分の所定金額を農畜産物等販売代金から差し引き精算する。

第 8 条 (会員)

1. 直売所の出荷会員は、前掲の目的に賛同した次の者とする。

(1) 当 JA の正准組合員であり、目的に賛同し入会申込書、誓約書を提出し承認された者とする。

(2) その他、JA が特に認めた者。

2. 会員は登録制・年会費制とする。

第 9 条 (会員の権利)

直売所の会員は次の権利を有する。

(1) 農畜産物等の販売をすること

(2) 制裁に対し異議を申し立て弁護すること

(3) 各種事業活動による利益を受けること

第 10 条 (会員の義務並びに遵守事項)

直売所の会員は次の義務を負い、遵守しなければならない。

(1) 法令、本要領及びその他関連規程、組合機関の決定事項

(2) 食品加工記録・栽培管理日誌の記帳と保管

(3) 無登録農薬の使用禁止と登録農薬の使用基準の順守

(4) 自己の農畜産物についての責任。

(5) その他、年会費の納入等、組合が直売所運営のために定める事項

第 11 条 (加入)

1. 加入手続きは次の手続きにより行う。

(1) 会員になろうとする者は、本規約に賛同し出荷会員申込書及び誓約書を組合に提出し、直売所事務局の審査を経て会員登録申請手続を行うものとする。

(2) 会員になろうとする者は、会員登録申請手続時に年会費を支払い、農畜産物等販売代金振込等のため組合への会員本人名義の貯金口座を指定または開設するものとする。

2. 会員になろうとするものは、前項に定める手続きが完了した後、登録番号の通知(加入承認)を受けた日より会員資格を取得するものとする

3. 加入承認後の会員資格の譲渡・貸与は、原則認めない。ただし、同一世帯の親族への譲渡はこの限りでない。

第12条（脱退及び資格喪失）

1. 直売所の会員は、所定の脱退届の提出をもって本人の意志により脱退できるものとする。ただし、脱退した者は既納の会費は返還しないものとし、その他一切の権利を失う。
2. 直売所の会員は次の事由によりその資格を喪失する。
 - (1) 脱退
 - (2) 死亡
 - (3) 会員登録の取り消し（除名）
 - (4) JA事業年度にて、過去2カ年にわたり出荷がないとき

第13条（年会費）

1. 会員は年会費を納入しなければならない。なお、期中加入であっても日割り計算等は行わないものとする。
2. 年会費は会員が指定するJA口座から引落とする。
3. 会員が期中に脱退する場合または除名処分となった場合、年会費は返還しない。
4. 期中に会員資格譲渡があった場合には、会員資格を引き継いだ会員からは年会費を徴収しない。

第15条（運営委員会）

1. 直売所には運営委員会を設置する。
2. 運営委員会は直売所の管理運営を行う。
3. 運営委員会は会計単位を有しない。
4. 運営委員会は、直売所の管理運営であって、営農担当常務、吉備路地区理事、営農部長、営農担当職員、会員代表、女性部代表、直売所事務局をもって構成する。
5. 運営委員会の最高責任者は、営農担当常務とし運営委員長とする。
6. 運営委員のうち会員代表、女性部代表、営農担当職員、事務局は、営農担当常務からの委嘱により選任できる。
7. 運営委員の任期は組合事業年度に則した1年間とする。ただし、前号の委嘱による再任は妨げない。
8. 運営委員会は、運営委員長が招集する。ただし、構成員の3分の1以上の要求があったときは、運営委員会を開催しなければならない。
9. 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
10. 決議事項は出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は営農担当常務がこれを決定する。
11. 構成員は、運営委員会に出席できない場合、同じ部門より同人数の代理人を選任し議決権を行使できる。
12. 緊急を要する場合及び、やむを得ない事情のある事項については、運営委員長は運営委員会決議を得ず決定することが出来る。運営委員会で承認を得なければならない。

第 16 条（決議事項）

運営委員会は、次の号に定める決議事項につき決めなければならない。

1. 既定、その他関連諸規程等の改廃
2. 年度を通じての運営方針及び事業計画
3. 会員受付また制裁に関する事項
4. その他、運営委員会が必要と認めた事項

第 17 条（出荷できる農畜産物等及び制限）

1. 出荷できる農畜産物等は、会員自ら生産または加工したもの、かつ食品衛生法等の法令に抵触しないものとする。ただし、直売所を利用する消費者のために、JA が必要と判断した農畜産物等については、JA が仕入れ販売することができる。
2. 加工食品等で行政庁への許認可・届出等を必要とする場合、その許可を受けたもの以外は出荷を認めない。また、加工食品は衛生管理に留意し J A S 法等の表示義務を遵守し出荷しなければならない。
3. 米は玄米・精米等に限らず、会員からの出荷は認めない。

第 18 条（出荷販売）

1. 販売は原則として委託販売とし、搬入・補充・搬出は各会員がその責を負う。
2. その他事項は「出荷販売規程」並びに直売所担当者の指示に従うものとする。

第 19 条（農畜産物等の価格及び量目）

1. 農畜産物等の価格及び量目は、会員が市場価格等を勘案し、会員自らが決定するものとする。ただし、JA 職員が商品の価格及び量目に不当に格差があると判断した場合等には、会員に対して指導・助言を行うことができる。
2. 商品は、1 点（1 袋）単位で、本体販売価格は最低 50 円（税込）とし、それ以上については 10 円単位で設定する。
3. その他、上記定めのない事項については、「出荷販売規程」で別途定める。

第 20 条（荷姿・陳列）

1. 会員は常に消費者の立場に立って考え、買いやすい荷姿に努め、衛生的に取り扱うこととする。荷姿は、傷まないように各会員で工夫し、陳列時は他の会員の商品を押し退けるなどして置かないようマナーを守る。
2. 陳列場所は、原則として JA が指定した場所に会員が責任をもって陳列する。ただし、農畜産物等の入荷及び販売状況等を鑑み、JA の判断により陳列場所を会員の了承なく移動することができる。会員は陳列場所の移動について異議申し立てをすることができない。
3. 農畜産物等の表示については、次の号に定めるものとする。
 - (1) 法令等により定められた表示義務の事項

- (2) 品種・品目等の情報
 - (3) 食べ方及び調理方法の簡易的なもの
4. 上記定めのない事項については、「出荷販売規程」で別途定めるものとする。

第 21 条（販売残品の引取）

1. 販売残品の撤去については、次に掲げる日数を基準に判断する。
 - (1) 青果物等の販売残品は、JA が「販売可能日数目安表」を基準に判断する。
 - (2) 加工品・菓子類は、消費期限または賞味期限を会員自らが明記し、消費期限または賞味期限の切れる当日またはその翌営業時間前までに会員が撤去する。
2. 販売残品の撤去について注意を受けた会員が指示に従わない場合、運営委員会の判断により、第 24 条に定める出荷停止処分の対象とし、対象会員へ通知する。
3. 上記定めのない事項については、「出荷販売規程」で別途定める。

第 22 条（収去及び撤去の対応）

1. 食品衛生法第 28 条により、関係官庁から収去の申し出を受けた場合は、会員は応じなければならない。収去にかかる農畜産物等の受け渡しは JA が代理することができる。
2. 直売所は、農畜産物等の著しい傷み、劣化、安全性の欠如等から本要領及び「出荷販売規程」に則り、農畜産物等を販売することが不適切と判断した場合には、会員の承諾なく当該商品を陳列棚から撤去することができる。

第 23 条（事故・苦情への対応）

委託販売した農畜産物等の事故・苦情への対応は次の通り行うこととする。

- (1) 購入者からの苦情については、JA にて対応する。ただし、会員は苦情対応に積極的に協力することとする。
- (2) 農畜産物等の事故等により、損害賠償等の請求が生じた場合は、JA は運営委員会及び事務局と協議し速やかに対応する。ただし、損害賠償等の請求について、その原因が会員の責めに帰すべき事由に基づく場合は当該会員が対応するものとし、JA は当該会員に対して費用負担を求めることができる。
- (3) 農畜産物等の破損及び紛失、自然災害等、その原因が組合の責めに帰すべき事由である場合を除き、原則として該当会員の責任とし JA に賠償義務はないこととする。

第 24 条（処分）

1. JA は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、運営委員会の議を経て当該会員に対して第 25 条に定めるいずれかの処分を下すことができる。この場合、JA は当該会員に対し 7 営業日前までにその旨を書面にて通知し、かつ、運営委員会の場にて弁明する機会を与えるべきである。
 - (1) 本要領の定めに違反し、または義務の履行を怠ったとき
 - (2) JA の再三の指示に従わず、また違反したとき

- (3) 別途定める「出荷販売規程」の事項から著しく逸脱したとき
 - (4) 第5条に定める直売所の事業を妨げる行為をしたとき
 - (5) 第10条に定める事項を遵守しなかったとき
 - (6) 消費者及び会員間でのトラブルが絶えないとき
 - (7) JA及び直売所に不利益を与えたとき
 - (8) 产地及びJA・直売所の名誉を傷つけたとき
 - (9) その他、重大な事態を生じさせたとき
2. 運営委員会が処分を下したときには、運営委員会はその処分の種類に関わらず、当該会員に對しその理由を明らかにした書面を遅滞なく通知しなければならない。

第25条（処分の種類）

- 1. JAが行う処分の種類は次の通りとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 出荷停止
 - (3) 除名
- 2. 除名処分により会員資格を喪失した者の会費は、返還しないものとする。
- 3. 出荷停止の解除については運営委員会の決議による。
- 4. 一度、除名処分を受けた会員及びその会員の同一世帯者については、新たな会員登録の受け付けについては、運営委員会にて決議する。再び会員登録をする場合は、新たに年会費を徴収することとする。

第26条（疑義の解決）

この要領に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には、運営委員会にて協議の上これを決する。

附 則

- 1. この要領は、令和6年4月1日より効力を発する。
- 2. この要領の改廃は、運営委員会の議を経て決する。
- 3. この要領は、「旬感広場 café レストラン “SORA&SUN”」には効力は及ばない。

制定 令和6年4月1日